

議第58号

三島市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例案

(三島市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 三島市税賦課徴収条例(昭和26年三島市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第18条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第44条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、」を削り、同条第3号中「第44条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、同条に次の2号を加える。

(5) 第44条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)

当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第44条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第39条の2第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条

の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第38条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第44条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に、「提出期限に」を「提出期限前に」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの

(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第44条の2第2項中「についても」を「がある場合には」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の

翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間
附則第2条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第2条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第5条の3第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条第7項を同条第12項とし、同条第6項を同条第11項とし、同条第5項を同条第10項とし、同条第4項の次に次の5項を加える。

- 5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

附則第5条の4第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

(三島市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 三島市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成27年三島市条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第81条第1項の項中「第1条の規定」を削り、同条第7項中「、新条例」を「、三島市税賦課徴収条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第18条第3号の項中「第44条第1項の申告書(法第

321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、「」を削り、同表第82条の2の2の項中「第82条の2の2」を「第82条の2の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「から前項まで」を「同項から前項まで」に、「並びに附則第5条第10項において準用する同条第5項及び第6項」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第82条の2の2の項の項中「第82条の2の2」を「第82条の2の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「から前項まで」を「同項から前項まで」に、「並びに附則第5条第12項において準用する同条第5項及び第6項」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第82条の2の2の項の項中「第82条の2の2」を「第82条の2の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「から前項まで」を「同項から前項まで」に、「並びに附則第5条第14項において準用する同条第5項及び第6項」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第82条の2の2の項の項中「第82条の2の2」を「第82条の2の2第1項」に改める。

附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中三島市税賦課徴収条例第18条、第39条の2、第44条及び第44条の2の改正規定、第2条中三島市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例附則第5条第7項の改正規定（「、新条例」を「、三島市税賦課徴収条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第18条第3号の項中「第44条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、「」を削る部分に限る。）並びに次条第1項及び第3項の規定 平成29年1月1日

(2) 第1条中三島市税賦課徴収条例附則第2条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

第2条 第1条の規定による改正後の三島市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第39条の2第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第39条の2第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第2条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第44条第5項及び第44条の2第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第44条第3項又は第44条の2第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

第3条 新条例附則第5条の3第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例附則第5条の3第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第5条の3第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第5条の3第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第5条の3第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第5条の4第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

平成28年6月14日提出

三島市長 豊岡 武士